

香芝市告示第104号

障がい者の福祉増進のために所有する土地の貸付基準を次のように定める。

令和5年8月28日

香芝市長 福岡 憲宏

障がい者の福祉増進のために所有する土地の貸付基準

第1 趣旨

この基準は、障がい者の福祉の増進を図ることを目的として市が所有する土地（以下「障がい者支援用地」という）の貸付けに関し、香芝市の行政財産である土地の貸付けに関する条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 土地

障がい者支援用地は、香芝市逢坂一丁目509番地1とする。

第3 用途指定

障がい者支援用地を貸し付けるにあたっては、次に掲げる事業の用地として指定するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する事業
- (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関する事業
- (3) その他法第5条に規定する障がい福祉サービスに関する事業で、市が必要と認めるもの

第4 貸付対象

市長は、第3に規定する用途に則した事業を実施することが可能と認められる法人その他の団体に対して、障がい者支援用地を貸し付けるものとする。

第5 貸付契約

貸付契約は、借地借家法に基づくものとする。

第6 貸付期間

貸付期間は、30年とする。

第7 その他

障がい者支援用地の貸付けを受ける者は、市民が優先的に事業を利用することができるように、市と協議により契約において内容を定めるものとする。